

船橋市市民協働推進委員会市民委員の選考に関する要綱

平成22年3月1日 施行 協第101号
平成24年10月22日一部改正施行 協第105号
平成28年9月15日一部改正施行 協第132号
令和6年8月1日一部改正施行 協第610号

(設置)

第1条 船橋市市民協働推進委員会市民委員の選考のための審査をするため、船橋市市民協働推進委員会市民委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 選考委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 市民生活部長（以下「部長」という。）
- (2) 市民協働課長
- (3) 市民協働課長補佐
- (4) 市民協働係長

(会議及び議事)

第3条 選考委員会の会議は、部長が招集し、選考を行う。

(選考方法等)

第4条 選考は、小論文及び面接にて行うものとする。

(選考結果)

第5条 部長は市民委員応募者に対し、前条に基づく選考を実施した後、速やかに選考結果を通知しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。